国保・年金だより

国民健康保険特別会計の決算状況をお知らせします

問合せ 保険年金課保険年金係

どのくらいの世帯の方が国保に入っているのかしら？

平成18年3月末現在、加入世帯数は14,137世帯、被保険者数は24,773人で、市全体に占める割合は、世帯数が約50%で被保険者数が約40%となっています。

歳入・歳出と財源の状況

▼歳入

被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の31%です。また、国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払の不足額を補うなどのため、本来、独立採算方式の特別会計である国保会計への一般会計から入れられた金額（一般会計繰入金）は、全体の約15%にもなります。

▼歳出

被保険者の皆さんへの現物給付及び高額療養費などの現金給付を行う『保険給付費』は、支出全体の65・5%を占めます。また、老人保健拠出金（老人医療に使われる財源）は約23%、介護給付費納付金（介護保険制度に使われる財源）は7・5%です。

現物給付 医療機関で「診察」「処置」「投薬」などを受診することで、被保険者が医療機関へ支払う医療費の一部（1割・2割・3割分）を除いた残りの医療費（9割・8割・7割）は、国保会計から医療機関へ支払うものです。

現金給付 被保険者へ現金で支給されることで、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の7割分を支給するなど国保会計から被保険者に支払うものです。

国民健康保険税は、国保の歳入を支える貴重な財源です。納期までには必ず納めましょう！

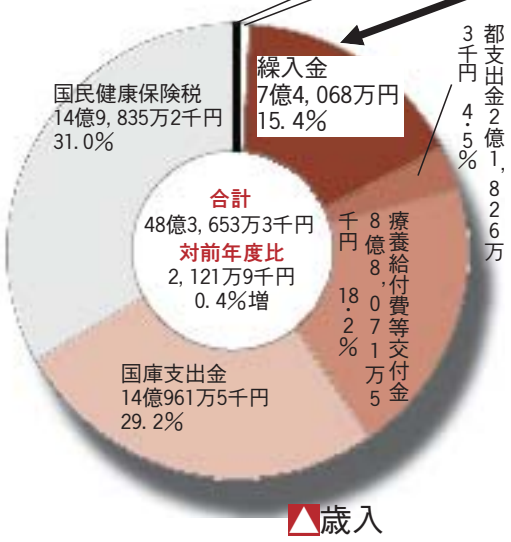

▲歳入

平成17年度決算の傾向

国保会計は、平成17年度も大変厳しい状況でした。決算時には前年度と同様に医療費などの歳出合計が国民健康保険税などの歳入合計を大きく上回り、赤字決算になることが見込まれたため、翌平成18年度の歳入分から前倒し（繰上充用）をし、収支の均衡を図りました。

繰上充用額は平成16年度の約6,000万円に対し、平成17年度は約2億円となり、2年連続の赤字決算となりました。

これは、税率等の改正によって税額が伸びているにも関わらず、それ以上に、医療費が増大していること、景気回復の兆しが見られないことなどにより、税の収納が難しくなっていることなどが大きな要因となっています。

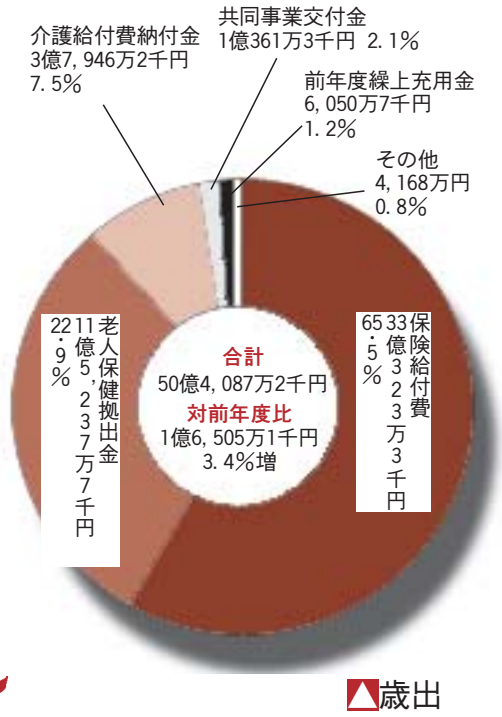

▲歳出

医療費の内訳はどうなっているのかしら？

昨年度と比べ、一般被保険者等で6,000円の増加、退職被保険者で4,000円の減少です。退職被保険者での減少は、分母である退職被保険者の数が増加したためです。

円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけ充てられているかを表しています。

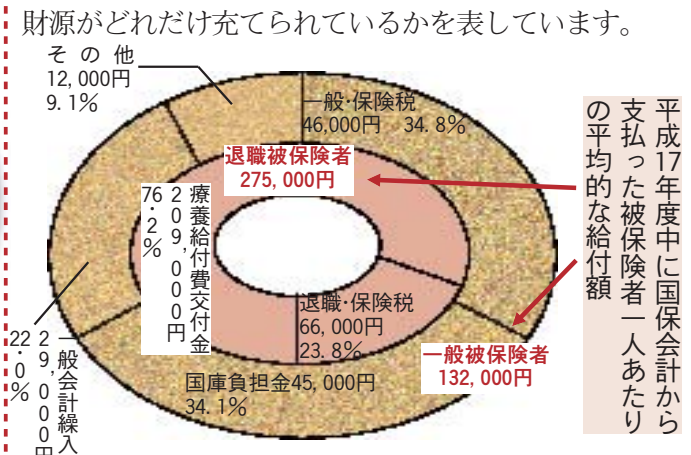

国民健康保険被保険者の皆さんへ

●この制度は皆さんに支えられています

国民健康保険制度の根底となるのは困っているときにはお互いに助け合う【互助の精神】です。被保険者の方が皆でこの制度を支えていただくことで国民健康保険の運営は維持されています。

●平成17年度は赤字決算となりました

平成17年度は医療費の増大化とその補填を見込んで国民健康保険税を引き上げましたが、予定していた収入には届かずに赤字決算となってしまいました。歳入部分の国民健康保険税は14億9,835万2千円となっていますが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた現年度保険税のみでは13億7,261万4千円になります。

本来見込まれていた収入予定額（調定額）から実収入額を引くと2億3,786万9千円となります。この金額が平成17年度末で未収となりました。

赤字決算額は約2億円なので、2億3,786万9千円という未収額がなければ、赤字決算にならず、今年度の歳入分の前倒し（繰上充用）をしなくても収支を合わせることができました。

●納付にご協力を

被保険者の方が相互に手を取り合って支えあう【互助の精神】の実践が国民健康保険の赤字決算を乗り切る力になります。もう一度この精神を確認され、国民健康保険税の納期内納付へのご協力をお願いします。

納付が困難なときは納付相談にも応じています。納期内納付ができないから未払いにするのではなく、市にご相談いただくだけでも【互助の精神】の実践になりますので、あわせてお願いします。

「これだけかかりました」9月診療分などの医療費を通知します

医療費や健康に対する理解を深めていただくため、国民健康保険を使って受診された9月分の医療費と、10月請求分療養費（接骨院の施術など）の額を、12月中に郵送でお知らせします。

▼医療費の額が1件3,000円未満のものは通知しません。

▼通知の「医療費の額」の欄には、保険診療として定められた費用だけ記載されます。また、かかった医療費の全額（10割分）が記載されていますので、**皆さんが実際に医療機関に支払った額とは異なります。**※自由診療や差額ベッド代、入院雑費など、保険適用されないものは含まれません。

通知を受け取ったことにより、特に手続きを行う必要はありません。

問合せ 保険年金課保険年金係

不審電話にご注意！

社会保険事務所職員を装い、個人情報を聞きだそうとする不審電話の情報が多数寄せられています。

内容は、勤務先や年金振込口座の口座番号を聞き出そうとするものや裁判所に訴えるといった脅迫めいたものなどです。

社会保険事務所では、提出された届出に関する問合せ以外には、個人情報をお聞きすることはありません。

万が一、不審と思われる電話がありましたら、その場で回答をせずに、相手の氏名や連絡先などを確認し、社会保険事務所までお問い合わせください。

問合せ 立川社会保険事務所 ☎523・0351

平成19年1月の資源回収予定

実施団体	実施日
原ヶ谷戸町会	21日(日)
福生団地自治会	21日(日)
志茂第二町会	21日(日)
南田園一丁目町会	21日(日)
熊牛神輿会	21日(日)

収集区域は実施団体区域内。天候などにより変更する場合もあります。問合せ 環境課清掃係

ごみ・資源収集情報（前年同月比）

ごみが5t減ったよ！	資源が3t増えたよ！
17年10月 1,322t	17年10月 338t
18年10月 1,317t	18年10月 341t

12月1日号広報ふっさ3面の訂正について 平成17年度決算の記事の中で、歳入の円グラフの凡例の色分けが誤っています。正しくは自主財源が濃い色合い、依存財源が薄い色合いです。訂正してお詫びします。問合せ 秘書広報課広報係